

別表第 6

温室効果ガスの排出の量の算定等

1 温室効果ガスの排出の量の算定方法

府内への電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量として、二酸化炭素の排出の量を算定するものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

$$X = A + B + C$$

この式において、X、A及びBは、次のとおりとする。

- X 電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量（単位：千トン）
- A 自己が所有する発電所（経営支配下においている子会社が所有する発電所を含む。以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量（単位：千トン）
- B 他の一般電気事業者、電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給事業者（以下「他の一般電気事業者等」という。）から調達した電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量（単位：千トン）
- C A又はB以外の電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量（単位：千トン）

A及びBは、それぞれA及びBに掲げる方法により算出されるものとする。

- ア 自社等発電所における発電による電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量
自社等発電所における発電による電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量の算定方法は、次のとおりとする。

$$A = D_1 E_1 + D_2 E_2 + D_3 E_3 + \dots + F + G$$

この式において、D、E、F、G及びHは、次のとおりとする。

- D 別表第2に掲げるエネルギー等の種類うち、発電の用に供するため使用したものの量（単位：同表の単位の欄に掲げる単位）
- E 別表第2に掲げるエネルギー等の種類ごとに定める二酸化炭素排出係数（単位：単位当たり二酸化炭素数量（トン））
- F 自然エネルギーによる発電及び原子力による発電に係る二酸化炭素の排出の量であり、当該二酸化炭素の排出の量は0とする。
- G 次により算出されるコージェネレーション発電による二酸化炭素の排出の量（単位：千トン）

$$G = H \times J \times \frac{K}{K + L}$$

この式において、H、J、K及びLは、次のとおりとする。

H 別表第2に掲げるエネルギー等の種類うち、発電の用に供するため使用したものの量（単位：同表の単位の欄に掲げる単位）

J 別表第2に掲げるエネルギー等の種類ごとに定める二酸化炭素排出係数（単位：単位当たり二酸化炭素数量（トン））

K 次により算出される電気量（単位：メガジュール）

$K = \text{発電した電気量（単位：キロワット時）} \times 3.6 \text{（単位：メガジュール／キロワット時）}$

L 次により算出される有効利用した熱量の価値（単位：メガジュール）

$L = \text{有効利用した熱量（単位：メガジュール）} \times 0.5$

イ 他の一般電気事業者等から調達した電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量

他の一般電気事業者等から調達した電気の供給に伴う二酸化炭素の排出の量は、当該電気の供給の量に、当該一般電気事業者等に係る二酸化炭素排出係数（全電源平均）を乗じて算定するものとする。ただし、当該二酸化炭素排出係数（全電源平均）の値が不明な場合は、別表第2に掲げる電気（その他電気事業者）に定める二酸化炭素排出係数を乗じて算定するものとする。

2 自然エネルギーの環境価値の量の算定方法

$$Y = M + N + O + P - Q$$

自然エネルギーの環境価値の量の算定方法は、次のとおりとする。

この式において、Y、M、N、O、P及びQは、次のとおりとする。

Y 自然エネルギー環境価値量（単位：キロワット時）

M 自社等発電所において自然エネルギーを利用して発電した電気の供給の量（単位：キロワット時）

N 自社等発電所以外の発電所において自然エネルギーを利用して発電された電気の購入量（単位：キロワット時）

O 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量の購入量（単位：キロワット時）

P グリーン電力認証機構の認証を受けたグリーン電力の購入量（単位：キロワット時）

Q Mのうち、他者に譲り渡した自然エネルギー環境価値量（単位：キロワット時）

3 未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための措置及び目標

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギーとする。

- (1) 工場の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物（バイオマス）の燃焼に伴い発生する熱
- (3) 超高圧地中送電線からの廃熱
- (4) 変電所の廃熱
- (5) 高炉ガスその他の副生ガス